契約書

本日（　　年　　月　　日）　私（氏名　　）

住所（　　）は、

生後（　　）ヵ月・年 の 譲渡動物（犬・猫・　　）、（　　）匹、 性別（オス・メス）、

仮名（　　）を、

住所（　　）

氏名（　　様）に譲渡しました。

つきましては、本日より下記の約束を譲渡動物の生涯にわたり守り、愛情と責任をもって、生涯家族の一員として可愛がっていただきたいと思います。

（本日より（　　）ヵ月の間は、「里親適性試験期間」となります。）

1、　やむなき事情でどうしても譲渡動物の飼育が困難になった場合、捨てたり、保健所に持ち込むことなく、すみやかに当方まで連絡すること。
（飼育できなくなった時点から所有権は当方の優先となります）

2、　勝手に他人に譲渡しないこと。

3、　猫の場合、完全室内飼いをし、むやみに外、ベランダ等に出さないこと。（ベランダからの落下事故防止ならびに、近隣に迷惑をおよぼさないため。*環境省中央環境審議会が定める飼育基準に準ずる。）

4、　外へ連れ出す時は必ず首輪とリードをつけ、迷子にさせないようにすること。
首輪に連絡先を明記した上、迷子札も必ず付けて下さい。

5、　過失により逃がしてしまった場合、その責任を問われることがあります。新しい環境に慣れるまでは、特に充分注意して、むやみに外へ出したり、逃がしてしまわないよう、適切な配慮を行うこと。

6、　死亡させてしまった場合は、かかりつけの獣医による死亡診断書を提出すること。あきらかに、その死因に不審な点が見受けられた場合（たとえば虐待や飼育者としてふさわしくない原因による死亡）には、その責任を問われることになります。

7、　飼い犬・飼い猫（譲渡動物を含む）の繁殖制限は飼い主の義務です。（「動物の愛護及び管理に関する法律」第二十条）産まれる生命全ての生涯に責任を持てないのなら、安易に繁殖させることなく、飼い主の責任において不妊、去勢手術を行なう事。万一産まれた場合はその生涯に責任を持って飼育すること。（基本的に不妊、去勢手術を行なうこととする。）

8、　ワクチン接種や不妊手術、犬フィラリア予防薬投薬、等に関して証明書の提出を求める場合があります。提出の要望を受けた時はそれに従うこと。

9、　犬の場合、（　　年　月　日）までに、狂犬病予防注射並びに飼い犬登録を行なって下さい。その後、1週間以内に当方まで登録番号の報告を行なって頂きます。期日までに、狂犬病予防注射接種、登録、及び、その報告なき場合、『狂犬病予防法』第4条、並びに第5条の違反として罰則規定に従って頂く場合があります。（その後、毎年狂犬病予防注射の接種を行なって下さい。狂犬病予防注射は毎年4月1日から6月30日までの間に接種することが義務付けられています。死亡時には管轄の役所への届け出が必要です。）

10、　本日より当方が指定した期間（状況に応じて1ヵ月～）の間は、里親としてふさわしいか、譲渡動物に飼育環境が適するかを見させて頂く「里親適性試験期間」となります。この里親適性試験期間の間、譲渡動物の所有権は当方にあります。
従って、本日の譲渡は『仮譲渡』となり、「里親適性試験期間」内は『仮譲渡（借り受け）期間』となります。
試験期間終了時に最終審査を行ない、問題があった場合は、譲渡不成立となります。
また、里親適性試験期間の間、適正な飼育が行なわれていない場合は、期間途中であっても期間終了を待たず返還を求めます。これらの場合にはすみやかに譲渡動物の返還に応じ、当方へ犬猫（譲渡動物）を返還すること。
最終審査の結果、問題がなければ、この時点で正式譲渡となります。
尚、「里親適性試験期間」の間に万一事故が起きても、その責任は当方では一切負いません。
また当方への金銭の要求にも応じません。責任を求めたり金銭を要求しないこと。飼育者として自らの責任において対処し、事故の無い様努めること。
また、期間中、犬猫（譲渡動物）のワクチンや病気、怪我などによって医療処置が必要な場合は飼い主の責務として責任を持って対処すること。
期間中の万一の死亡時には、獣医師の死亡診断書を提出し、あきらかにその死因に飼育者としてふさわしくないと思われる原因もしくは不審点がある時は、その責任を負い、損害賠償請求に応じて頂きます。また、期間中生殖行為を行なわせないこと。それに反した場合も、所有権の侵害として損害賠償請求に応じて頂きます。

11、　正式譲渡後1ヶ月後、3ヵ月後、半年後、1年後に、自宅内もしくは、自宅前にて家族全員と共に、当日の朝刊と一緒に（必ず当日の新聞の第一面を譲渡動物と共に写真の中におさめて下さい）譲渡動物を囲んでの写真を撮り、報告を添え当方まで送っていただくことを決まりとしております。写真報告無き場合、また、写真の中に当日の新聞の第一面が写っていない場合、契約不履行として譲渡動物の返還を求めることがあります。その際には当方への引き渡しに応じて頂きます。

12、　以上を始め、又その他にも、譲渡に際しての約束事が守られない時は契約不履行として、また、譲渡動物の飼育者としてめざましくふさわしくないと思われた時や、（譲渡は互いの信頼関係に基づき行なわれるものであることから）互いの信頼関係がめざましく損なわれた際には、当方から譲渡動物の返還を求めることがあります。
その際にはすみやかに引き渡し請求に応じ、当方へ犬猫を返還する事。
また虐待や他の目的（実験動物取扱業者や三味線のための皮革業者、他への納入等）のため里親になると偽り騙しとる詐欺行為があった場合は、詐欺に対する法的対処を行ないます。虐待行為、もしくは放置虐待（給餌、給水をやめることにより衰弱させる等）があった場合は、『動物の愛護及び管理に関する法律』第二十七条違反として法的対処を行ないます。
（以上には、期間の限定はありません。）

家族全員が上記を了承し、上記以外にも、譲渡動物の幸福と健康を第一に考え、飼育者としての責任をもち、家族の一員として心をくばり、この約束事を守っていくことを誓います。
（家族全員の同意・了解なき場合は、譲渡は不成立もしくは無効となります）

日付	年　　月　　日
契約者	住所： 氏名：　　印　　電話番号：
世帯主・責任者	氏名：　　（世帯主と契約者が異なる場合に明記）

以上、契約書（用紙2枚）2通にサインし、そのうち1通はそちらの控えとなりますので、大切に保管して下さい。

※契約内容や約束内容が守られず紛争に至った際、本件に関する紛争は、（　　）地方裁判所若しくは（　　）簡易裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。
　*（　）内にはお住まいの管轄の、裁判所名をご記入下さい。

契約書フォーム作成：（「動物・自然保護」啓発団体）プラーナ　http://www.prana-japan.com
～生命の尊厳と共生を目指し啓蒙する～　本部事務局代表電話（078）302-5255

※譲渡した方、された方、双方でトラブルの無い様、充分に話し合い、納得の上交渉におのぞみ下さい。
尚、万一、トラブル等が起きましても、プラーナでは一切の責任を負いません。　（契約書版 No. 20050903）